

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	R8. 9. 1
担 当 課	新庁舎整備課

契約業者名・住所	株式会社レーサム・東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
工事等の名称	キテミテマツド定期建物賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	千葉県松戸市松戸 1307 番地 1 キテミテマツド（801 区画、802 区画）
種 別	定期建物賃貸借契約（長期継続契約）
工事等期間	2026 年 8 月 1 日～2031 年 3 月 31 日
契約金額	賃料月額 1,492,722 円（税込）
工事等の概要	市役所現本館及び現新館は耐震性が不足していることから、早期に安全性を確保した施設へ仮移転する必要がある。このため、行政機能を継続しつつ市民及び職員の安全を確保するための仮庁舎として、現本館及び現新館以外の民間建物を執務室として借り上げるものである。
随意契約の理由	仮庁舎の選定にあたっては、市民の利便性及び職員の業務効率の確保、さらには仮庁舎の分散化抑制を図る必要があることから、以下の 5 点を条件として検討した。 1. 松戸市役所本庁舎の近隣に位置すること 2. 昭和 56 年以降の新耐震基準に適合又は準ずる建物であり、仮庁舎として必要な耐震性を確保できていること。 3. 一部の部署だけでなく、複数部署をまとめて配置できる執務面積を確保できること。 4. 令和 8 年 8 月 1 日から賃借が可能であり、長期継続契約にて令和 13 年 3 月 31 日までの賃貸借期間が確保できること。 5. 令和 8 年 11 月末までに、仮庁舎として開設できる設備が整っていること。 なお、本市では複数の建物を組み合わせて仮庁舎を構成する計画であるが、現時点では、本件が担う複数部署の集約配置に必要な位置・耐震性・面積・利用開始時期等の条件を総合的に満たす物件は、キテミテマツド以外に該当するものがないことを確認している。したがって、当該建物の所有者である株式会社レーサムを契約相手方として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とすることが、適法かつ妥当であると判断する。